

庄原市監査委員告示第4号

令和6年3月22日付け庄原市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、庄原市長及び庄原市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年7月1日

庄原市監査委員 星野正嗣
同 政野太

令和5年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

生活福祉部社会福祉課

| 項目 | 指摘及び検討事項 | 取組方針等 | 根拠規定等 |
|----------------------------------|---|---|--|
| 1(1) 庄原市買物弱者対策支援 事業補助金交付事務 | 補助金の交付決定については、適正な添付資料を求められ、審査、交付決定を行われたい。 | 交付申請の際には、要綱に基づく対象者と確認できる、適正な添付資料を提出するよう申請者に対して文書で求めることとし、審査、交付決定を行うこととする。 | ・庄原市買物弱者対策支援 事業補助金等交付要綱 第3条、第6条及び第7 条 |
| 1(2) 庄原市障害者地域活動支 援事業委託事務 | 契約書に定められた事務手続きの一部が実態と相違している状況が見受けられた。 契約事務の執行にあたっては、手続き内容を確認のうえ処理されたい。 | 契約事務の執行にあたって、実態と相違することがないように、契約書の記載を変更することとする。 | |

生活福祉部高齢者福祉課

| 項目 | 指摘及び検討事項 | 取組方針等 | 根拠規定等 |
|---|---|--|---|
| 2(1) 庄原市地域デイホーム活 動支援事業補助金交付事 務 | 補助金交付団体から提出された実績報告書の経費内訳を確認され、適正な処理をされたい。 | 補助金交付団体から提出された実績報告書については、内容を精査し、経費内訳等に不備がある場合は修正を指導する等、適正な処理を行う。 | ・庄原市補助金交付規則 ・庄原市地域デイホーム活 動支援事業補助金交付 要綱 |

生活福祉部児童福祉課

| 項 目 | 指摘及び検討事項 | 取組方針等 | 根拠規定等 |
|------------------------------|---|------------------------------------|-------|
| 3(1) 庄原市病児病後児保育事業運営業務委託事務 | 委託者に提出すべき報告書については、期限内に提出するよう受託者に指導されたい。 | 仕様書記載の提出物の見直しを実施し、期限内での提出について指導する。 | |

生活福祉部保健医療課

| 項 目 | 指摘及び検討事項 | 取組方針等 | 根拠規定等 |
|-------------------------------|---------------------------------|---|---------------------|
| 4(1) 庄原市医療従事者育成奨学金貸付及び返還事務 | 過年度の未収金については、年度末において繰越処理を行われたい。 | 庄原市会計規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり、事務を適正に執行する。 ・過年度に係る未収金が繰り越された年度の末日（3月31日）までに収入されなかったときは、過年度の未収金（収入未済額）となるものについて、翌年度4月1日付で調定書を作成する。 ・出納閉鎖（5月31日）までに収納できなかった現年度分の未収金については、6月1日付で調定書を作成する。 | ・庄原市会計規則第 22 条第 1 項 |

口和支所地域振興室

| 項 目 | 指摘及び検討事項 | 取組方針等 | 根拠規定等 |
|---|---|--|---|
| 5(1) 庄原市口和自治振興センター指定管理事務 | <p>ア 指定管理者からの提出書類について、内容を確認され、指定管理者を指導されたい。</p> <p>イ 指定管理者からの事業報告については、事務決裁及び専決規則を遵守され事務処理を行われたい。</p> | <p>指定管理者からの提出書類について、内容を精査し、誤りがあれば修正を指導する。</p> <p>精算項目の精算による指定管理料の増減や前年度との増減を確認して、当該年度にかかる指定管理料金額を把握し、事務決裁及び専決規則に照らし合わせて、適切な決裁区分を用いるよう、注意して事務処理を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市自治振興センター設置及び管理条例 ・庄原市自治振興センター設置及び管理条例施行規則 ・庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 ・庄原市事務決裁及び専決規則 |
| 6(1) 庄原市森づくり事業(里山林整備事業・環境貢献林整備事業)補助金交付事務 | <p>当該事業における市、森林所有者、事業者の3者での協定書の締結については、県実施要綱に則り適正な事務執行をされたい。</p> | <p>協定書の締結にあたっては、ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領に則り、事業開始前に協定を締結する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ひろしまの森づくり事業(交付金事業)実施要領 |
| 6(3) 庄原市口和交流拠点施設(モーモー物産館)指定管理事務 | <p>自主事業にかかる事業報告書について、報告内容を確認され、指定管理者を指導されたい。</p> | <p>指定管理者から提出された事業報告書について、内容を精査するとともに、不備があった場合は指定管理者を指導し、適正な事務処理を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市交流拠点施設設置及び管理条例 ・庄原市交流拠点施設設置及び管理条例施行規則 ・庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 |
| 6(4) 市道宮内竹地谷線(宮内)外9件の各道路除草業務委託事務 | <p>契約書へ必要となる書類の添付がないもの等が見受けられた。契約事務の執行にあたっては、適正な事務処理をされたい。</p> | <p>契約書へ必要となる書類の添付について、十分に確認を行い、適正な事務処理を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市契約規則 |

高野支所地域振興室

| 項 目 | 指摘及び検討事項 | 取組方針等 | 根拠規定等 |
|------------------------------------|-------------------------------|---|--|
| 1(1) 高野支所庁舎自家用電気 工作物保安管理業務事務 | 契約書に明記された契約終了以後に検査を行 われたい。 | 指摘のあった件については、年度を通じて委託 業務が行われることに鑑み、契約期間の満了日以 後に確実に完了検査を実施し、検査調書を取りま とめた上で適切に支出を行うよう、事務を改善し た。 | <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市契約規則 |

令和5年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

庄原市教育委員会

| 項目 | 指摘及び検討事項 | 取組方針等 | 根拠規定等 |
|---|---|---|--|
| 庄原市教育委員会公印管理事務 【教育部口和教育室】 【板橋小学校】 【口和小学校】 【口和中学校】 | 教育室や学校現場の公印管理について、市教育委員会公印規定に則り適正な管理を行われたい。 | 教育委員会事務局から各公印管理者に対して、市教育委員会公印規定に則って、公印の適切な管理を徹底するよう指導した。 | 庄原市教育委員会公印規定（平成17年3月31日教育委員会告示第1号） |
| 庄原市公立学校体育施設の開放に関する事務 【板橋小学校】 【口和小学校】 【口和中学校】 | 利用申請許可については、施設開放に係る規則等に則り許可手続きを行われたい。 | 教育委員会事務局から開放施設の各管理者に対して、施設開放に係る規則等に則って、適正な事務手続きを行うよう指導した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例（平成17年3月31日条例第100号） ・庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（平成17年3月31日教育委員会規則第37号） |